

令和2年度 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のご案内

甲賀市教育委員会事務局学校教育課

◆就学援助費について

- 就学援助費は、保護者の経済的な理由によって児童生徒の就学が困難な場合に、行政が必要な援助を行うものです。
- 甲賀市内の小中学校に在学している児童生徒の保護者が申請することができます。
- 教育委員会での審査の結果、要保護・準要保護のどちらかに認定された児童生徒が、就学援助費の支給対象者となります。

【要保護児童生徒】 生活保護法による扶助を受けている世帯にいる児童生徒で教育委員会が認定した者。

【準要保護児童生徒】 要保護者に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯にいる児童生徒で、教育委員会が認定した者。

※この制度は、自動継続はされませんので、希望される方は必ず毎年申請を行ってください。

◆申請について

1) 申請書類について

- ・学校または教育委員会事務局学校教育課に相談し下記の書類を準備してください。

【申請書類】

要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書

- ・児童生徒1人につき1枚となりますので、兄弟姉妹がいる場合は人数分必要です。
- ・記入漏れ、押印漏れが無いようご注意ください。

2) 所得の申告と所得証明について

- ・世帯の所得による審査を行いますので、世帯の中で申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に前年所得の申告を税務署または市役所税務課で行ってください（所得が無い場合も申告が必要です）。
- ・令和2年1月2日以降に甲賀市へ転入した方は、令和2年1月1日時点の住民登録地の市町村が発行した所得証明が必要です。令和2年度（平成31年中の所得）の所得証明は6月以降の発行となるため、先に申請書を提出し、6月末までに令和2年度の所得証明を提出してください。

3) 申請書類の提出先

学校または甲賀市教育委員会事務局学校教育課へ、必要書類を揃えて提出してください。

4) 申請期間

〈当初申請期間：4月～5月末日〉

- ・上記の期間に申請し認定された方は、4月分から支給されます。
- ・6月以降も随時申請は受け付けますが、受け付けした月からの支給となります。4月にさかのぼって支給することはできません。

◆審査・認定について

- 提出された申請書等に基づいて、教育委員会にて所得の審査・認定を行います。世帯構成や家族の年齢等により認定の基準が異なりますので、個別に審査します。
なお、年度ごとの審査となるため前年に認定されていた方でも今年度は認定されない場合があります。
- 審査において、課税台帳等を閲覧します。また、学校長及びお住まいの地域の民生委員児童委員の意見を伺うことがありますのでご了承ください。
- 年度途中で世帯構成の変更等があった場合は、再度申請、審査が必要です。学校又は教育委員会へお知らせください。

◆審査結果の通知について

- 当初申請分の審査結果は7月初旬頃に学校へ通知するとともに申請者（保護者）へ郵送で通知します。
- 年度途中で申請された方については、随時審査し、結果を通知します。
- 認定結果通知書は、当年度末まで大切に保管してください。

◆支給について

- 原則、申請書に書かれた保護者の口座に振り込まれます。ただし、学校諸費等に未納がある場合などは、学校へ振り込み、学校にて調整後に学校から保護者へ支給します。
- 所得の変動により、認定後に認定取消となった場合、支給された就学援助費を返金していただきますので、ご了承ください。

【支給時期】 ※それぞれの支給の際に、支給金額・振込日等を郵送で通知します。

1学期（4～7月分）	7月支給
2学期（9～12月分）	12月支給
新入学用品費（入学前）	1月支給
3学期（1～3月分）	3月支給

【支給費目・支給額（年額）】

支給費目		学用品費	通学用品費	※ ¹ 新入学用品費	修学旅行費	校外活動費	※ ² 学校給食費	※ ³ 医療費	通学費	卒業アルバム代	
小学校	入学予定	—	—	51,060円	—	—	—	—	—	—	
	1年	11,630円	—		—	実費支給上限額 21,890円 (6年参加者のみ)	実費支給上限額 1,600円 (参加者のみ)	38,500円 (月額 3,500円× 11ヶ月)	保護者負担額 ※学校保健安全法施行令第8条による疾病の治療に限る。	実費支給 ※片道4km 以上の場合	—
	2～5年		2,270円	60,000円							—
	6年										—
中学校	1年	22,730円	—	—	実費支給上限額 60,910円 (3年参加者のみ)	実費支給上限額 2,310円 (参加者のみ)	44,000円 (月額 4,000円× 11ヶ月)	—	実費支給 ※片道6km 以上の場合	—	
	2年		2,270円							8,800円	
	3年										—

- ※1 小学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された入学予定者に支給します。小学1年生の4月から支給対象となった方で入学前に支給を受けていない方には小学校入学後に支給します。
中学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された小学6年生に支給します。中学1年生の4月から支給対象となった方で小学6年生時に支給を受けていない方には中学校入学後に支給します。
- ※2 学校給食費は、欠食がある場合はその分を差し引き、実際の保護者負担額のみを支給します。
- ※3 医療費は、学校からの報告に基づき医療券を発行します(主に虫歯治療)。
- ◎学用品費、通学用品費、新入学用品費は定額支給となるので、支給された就学援助費の用途を確認するため、後日「購入物品報告書」を提出していただきます。
- ◎要保護児童生徒に認定された方の支給費目は、修学旅行費および医療費です。
- ◎上記の内容は基本内容であり対象となる費目・支給金額は対象児童生徒によって異なります。

【問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 学校教育課学務係

所在地：甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所4階

TEL：0748-69-2243 FAX：0748-69-2293